(日報第五號 五所 送)

No. 42

小作爭議調查表

(昭和九年五月分)

項目	内容
場所	三井郡大刀洗村大字高橋
關係人員	地主 古賀市郎 外三名 小作人 久保權吉 外四名
地主關係團体	ナシ
原因	客年小作料永久減額要求に依り爭議を惹起し其の解決條件として本年三月末土地返還に決定し居たるも小作人は該地返還は生活の脅威なりとし小作調停方を申請せり
要求事項	小作繼續要求
發生	昭和九年四月一三日
終熄	昭和〃年五月二三日
關係地種類面積	田 一町一反六畝二十五歩 畑 一反八畝九歩
小作人關係團体	日農九州同盟會 大刀洗支部
經過	小作人は日農九州同盟會の指導にて抗爭準備中なるが地主棚町アヤ對小作人棚町正太郎は親族關係に有るを以て兩者は和解せるも他は抗爭を續け四月十五日居村役場にて委員會開催組合主事插富積人外組合員多数参集し地主牽制に努め地主古賀市郎及三原八百の分は下記にて解決す 五月二十三日大刀洗小学校に於て第二回調停会開催の結果下記の如く解決せり
結果	〇地主棚町アヤ對小作人棚町正太郎 一、小作地田一反三畝十六歩は直ちに地主に返還すること 一、地主は離作料として従来小作人の小作せる畑九畝十八歩(時価百円)を無償讓渡す 〇四月十五日解決の分 古賀市郎の分 一、昭和六年度分未納小作料を免除すること 一、昭和八年度未納小作料を免除すること 一、地主は金八十圓を小作人に交付すること 一、昭和九年三月二十五日村役場に於て現金を小作人に手交すると共に小作人は其の日限り土地を地主に返還すること
備考	尚本條項に違反したる場合は無償にて土地の返還をなすこと

財團法人 協調會福岡出張所